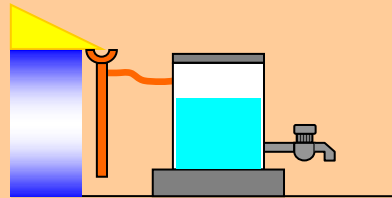


雨水貯留槽と雨水浸透施設の 設置費の一部を補助します



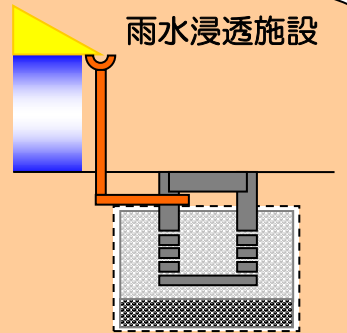
雨水貯留槽

屋根に降った雨水を雨どいを通してタンクに貯める。(ベランダ菜園など水道がない場所でも設置可)



雨水浸透施設

屋根に降った雨水を雨どいを通して浸透ます又は浸透トレンチに落とし、地中に浸透させる施設。



申請は窓口、郵送で受付中！

貯留槽設置補助金は電子申請が可能です！

※補助を受けるには浸透施設は工事着手前、貯留槽は購入前の申請が必要です。



申請サイト

雨水活用例



ガーデニング等の植木の水やり



防火用水



打ち水



洗車



ベランダ菜園



非常時のトイレの流し水等

補助条件（簡易表）

雨水浸透施設については工事着手前、雨水貯留槽については購入前に申請が必要です。

		雨水浸透施設	雨水貯留槽
対象区域		武蔵村山市全域 ※危険箇所を除く	武蔵村山市全域
対象者		<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市内の戸建住宅・集合住宅の所有者 上記建物の使用者で、所有者の許可を得た者 ※雨水浸透施設については、新築住宅を除く 	
補助要件		<ul style="list-style-type: none"> ※4月1日から1月31日までに申請及び施工・設置を行い、完了報告をしたもの 売買を目的として所有又は使用されていないもの 市税等を滞納していないこと 	
		<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市雨水浸透施設設置技術基準に準拠するもの 武蔵村山市まちづくり条例の開発事業の範囲に該当しないもの 仮設住宅でないもの 	
金額	市補助分	工事を要した費用の3/4	本体購入価格の3/4
	自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事費の1/4 附帯工事費 限度額を超えた金額 	<ul style="list-style-type: none"> 本体購入価格の1/4 設置工事費 限度額を超えた金額
	限度額	10万円	35,000円
工事施工		武蔵村山市指定下水道工事店による施行に限る	_____
提出書類		申請書等（市役所HP又は市役所へ直接お問い合わせください）	

※附帯工事費とは

雨水浸透施設以外にかかる工事費を附帯工事費、別途工事費などと呼びます。

例：雨どいの延長費用や地盤補強の費用など

問合せ先

東京都武蔵村山市 都市整備部 道路下水道課 下水道係
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
☎042(565)1111 内線 256



※申請書等必要書類は、[道路下水道課下水道係](#)及び[武蔵村山市ホームページ](#)に用意しています。

【武蔵村山市ホームページ】 <http://www.city.musashimurayama.lg.jp/>

「雨水浸透施設及び雨水貯留槽設置に対する補助金のご案内」